

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会助成業務規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行なう助成業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務執行の基本原則)

第2条 助成業務は、定款及びこの規程の定めるところに従い、公平かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

(助成事業)

第3条 この助成事業は、別表1に定める者に対し、次に掲げる事業に要する資金を助成する。ただし、別表2に掲げる事業は助成対象から除く。

(1) 社会福祉施設の施設整備事業

ア 施設、設備、備品の老朽又は破損に伴う改修又は代替

イ 入所者の処遇向上又は施設の社会化のための施設の改善又は増築、設備又は備品の整備

(2) 社会福祉施設の環境整備事業

ア 危険防止のためのフェンス整備又は土留工事、園庭整備等の環境整備

イ 社会福祉施設に従事する職員の就労環境整備

(3) 社会福祉団体等の活動事業

ア 社会福祉団体（ボランティアを含む。）等が社会福祉活動を行うに必要な資金

イ 社会福祉活動に必要な機材器具の整備

(4) 社会福祉従事者の研修事業

ア 社会福祉従事者に対する研修事業

イ 社会福祉従事者の研修派遣

(5) 地域福祉活動モデル事業

先駆的、開拓的な取組みで、他のモデルとなる事業

(6) 緊急・小口助成事業

前第1号から第4号の事業において、申請額1件につき30万円以下であって緊急又は当該年度において必要性の生じた事業

(助成に係る審査基準)

第4条 前条の規定により資金の助成を行うにあたっては、次に掲げる条件に適合することを確認しなければならない。

(1) 助成の対象となる事業の目的が適切であって、かつ、その実施が確実であること。

(2) 助成金の使途が適正であること。

(3) 助成の対象となる事業の実施に必要な資金のうち、助成を受ける者の負担すべき額を確実に保有すること。

(4) 助成を受けようとする者の業務運営が健全であること。

(助成審査委員会)

第5条 助成事業を審査するため、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、本会役職員等で構成する助成審査委員会を設置するものとする。

なお、委員会の設置要綱に関しては、本会会長（以下「会長」という。）が別に定めるものとする。

(助成金の配分基準等)

第6条 助成事業の実施に必要な助成額は、基金原資から生ずる果実の75パーセントの額を充て、その配分内訳はおおむね次のとおりとする。

| | | |
|-------------------|---|---------|
| (1) 社会福祉施設の施設整備事業 | } | 90パーセント |
| (2) 社会福祉施設の環境整備事業 | | |
| (3) 社会福祉団体の活動事業 | | |
| (4) 社会福祉従事者の研修事業 | | |
| (5) 地域福祉活動モデル事業 | | |
| (6) 緊急・小口助成事業 | | 10パーセント |

2 前項各号に定める配分割合は、助成申請状況等を勘案して助成審査委員会で調整することができる。

3 第1項各号に掲げる事業に対する助成額は、毎年度予算に定めるところによる。

(1) 助成額は、対象事業費の80パーセント以内の額とする。ただし、特に必要があると認めるときは、100パーセントの額を助成することができる。

(2) 助成額は、1件あたりの額が300万円を超えるときは、300万円を限度とする。

(3) 助成額の変更等により助成金交付決定額に減額が生じた場合、当該額を第3条第6号の緊急・小口助成に充てることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第3条第5号の地域福祉活動モデル事業の助成期間、助成上限額、助成対象経費等については、会長が別に定める実施要項によるものとする。

(補助金等の受入)

第7条 助成事業を実施するため、補助金、委託費等を受入れることができる。

2 補助事業及び委託事業の実施にあたっては、第3条及び前条第3項の規定にかかわらず補助事業者の要綱、委託契約等によるものとする。

(助成金交付の申請)

第8条 助成を受けようとする者は、第1号に掲げる事項を記載した事業計画書を事業実施年度の前の年度に会長へ提出するものとし、また事業計画書を承認された者は、第2号に掲げる事項を記載した助成金交付申請書を当該年度に会長に提出するものとする。ただし、会長が必要でないとき一部を省略することができる。

(1) 事業計画書

- ア 事業の目的
- イ 助成を必要とする理由
- ウ 事業計画及び資金計画
- エ 提出年度の収支予算書及び前年度の決算書
- オ 見積書及び関係資料
- カ その他本会の求める資料

(2) 助成金交付申請書

- ア 事業の目的
- イ 助成を必要とする理由
- ウ 助成事業の実施計画及び資金計画
- エ 当該年度の収支予算書
- オ その他本会の求める資料

(助成の決定)

第9条 会長は、前条に規定する事業計画書を受領したときは必要な調査を行い、第4条の審査基準により助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査し、当該年度事業計画に基づき助成審査委員会の審査を経て助成を決定する。

2 第3条に規定する緊急・小口助成事業については、前項の規定にかかわらず、会長は第4条の審査基準により適合するかどうか審査し、決定することができる。この場合、第3条別表1中3の規定にかかわらず、会長は、助成審査委員会の認定を経ることなく助成対象団体を決定できるものとする。

3 会長は、前項により決定した助成金については、直近の助成審査委員会に報告しなければならない。

(助成事業の変更等)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、当該助成に係る事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更（事業経費の配分について、対象経費間のいずれか低い額の20パーセント以内の増減を行う場合を除く。）、中止又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ本会の承認を受けなければならない。

2 変更の内容が助成金額の変更を伴う場合は、会長は変更交付決定を行うものとする。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付は、助成事業の完了後において行うものとする。ただし、第3条第5号の地域活動モデル事業についてはこの限りでない。

(助成金の交付の条件)

第12条 会長は、助成金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し必要な条件を付することができる。

(概算払)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

(実績報告)

第14条 助成の交付決定を受けた者は、事業完了後1カ月以内又は助成交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い日までに、当該助成事業の実績又は成果を証する書類に収支決算(見込)書を添えて実績報告しなければならない。

2 第3条第5号の地域福祉活動モデル事業の初年度については、3月20日までに当該助成事業の進捗状況報告することとする。

(助成金の額の確定)

第15条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査して助成金の額を確定し、助成を受けた者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消等)

第16条 会長は、第10条に基づき助成事業の中止又は廃止の承認を行ったとき又は助成を受けた者が災害その他特別の事由による場合を除くほか、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部について交付決定の取消しを行い、交付済みの助成金については金額及び期日を指定して返還を求めることができる。

(1) 助成対象である事業を実施せず、又は実施する意志が認められないとき。

(2) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。

(3) 助成金を助成の目的以外に使用したとき。

(4) 助成金申請書の事業及び資金計画に相違した事業を実施したとき。

(5) 第12条の規定により付された条件に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により返還を求められた助成金を正当な事由がなく指定の期日までに返還しない者に対しては、遅延損害金を請求することができる。

3 前項の遅延損害金の計算は、その償還期日の翌日から償還の当日までの日数について年14.6パーセントの割合とし、1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(会計帳簿等の整備)

第17条 助成を受けた者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿を整備し、当該事業年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

助成対象団体

- 1 社会福祉法人
- 2 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、
特定非営利活動法人
- 3 社会福祉に関する事業を行う者で助成審査委員会が適当と認めたもの
- 4 社会福祉協議会

別表 2 (第3条関係)

助成対象から除く事業

- 1 公的補助制度の対象となる事業
- 2 公費委託事業
- 3 主財源を他の資金制度で充当する事業